

久喜市議会  
令和3年9月定例会議案

## 議 案 目 録

議案第65号	令和2年度久喜市一般会計歳入歳出決算認定について	1
議案第66号	令和2年度久喜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	2
議案第67号	令和2年度久喜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	3
議案第68号	令和2年度久喜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	4
議案第69号	令和2年度久喜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	5
議案第70号	令和2年度久喜市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	6
議案第71号	令和2年度久喜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	7
議案第72号	令和2年度久喜市水道事業会計決算認定について	9
議案第73号	令和2年度久喜市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	10
議案第74号	令和2年度久喜市下水道事業会計決算認定について	12
議案第75号	令和3年度久喜市一般会計補正予算(第6号)について	13
議案第76号	令和3年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について	14
議案第77号	令和3年度久喜市介護保険特別会計補正予算(第1号)について	15
議案第78号	令和3年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について	16
議案第79号	令和3年度久喜市土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)について	17
議案第80号	令和3年度久喜市水道事業会計補正予算(第1号)について	18

議案第 8 1 号	令和 3 年度久喜市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について	1 9
議案第 8 2 号	久喜市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	2 0
議案第 8 3 号	久喜市個人情報保護条例の一部を改正する条例	2 1
議案第 8 4 号	財産の取得について（G I G A スクール端末用電源アダプター）	2 2
報告第 1 2 号	継続費精算報告について	2 3
報告第 1 3 号	継続費精算報告について	2 5
報告第 1 4 号	令和 2 年度決算に係る財政健全化に関する比率の報告について	2 7
報告第 1 5 号	専決処分の報告について（（仮称）久喜市立学校給食センター新築（建築）工事の請負変更契約の締結）	3 7
報告第 1 6 号	専決処分の報告について（（仮称）久喜市立学校給食センター新築（電気設備）工事の請負変更契約の締結）	3 9
報告第 1 7 号	専決処分の報告について（（仮称）久喜市立学校給食センター新築（機械設備）工事の請負変更契約の締結）	4 1

議案第65号

令和2年度久喜市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和2年度久喜市一般会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和3年8月31日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第66号

令和2年度久喜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和2年度久喜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和3年8月31日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第67号

令和2年度久喜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和2年度久喜市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和3年8月31日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第68号

令和2年度久喜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和2年度久喜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和3年8月31日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第69号

令和2年度久喜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和2年度久喜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和3年8月31日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第70号

令和2年度久喜市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和2年度久喜市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和3年8月31日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 7 1 号

令和 2 年度久喜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和2年度久喜市水道事業会計未処分利益剰余金を別紙のとおり処分したいので、議決を求める。

令和 3 年 8 月 3 1 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

未処分利益剰余金を処分したいので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、この案を提出するものであります。

令和2年度久喜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

(単位 円)

	利益剰余金			
	減債積立金	建設改良積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計
令和元年度末残高	1,093,895,118	1,217,519,325	0	2,311,414,443
令和2年度変動額	△ 305,611,021	0	663,222,929	357,611,908
減債積立金取崩額	△ 305,611,021	0	305,611,021	0
建設改良積立金取崩額	0	0	0	0
当年度純利益	0	0	357,611,908	357,611,908
令和2年度末残高	788,284,097	1,217,519,325	663,222,929	2,669,026,351
処分額	59,378,221	0	△ 663,222,929	△ 603,844,708
処分後残高	847,662,318	1,217,519,325	0	2,065,181,643

議案第 7 2 号

令和 2 年度久喜市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和2年度久喜市水道事業会計決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 3 年 8 月 3 1 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 7 3 号

令和 2 年度久喜市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和2年度久喜市下水道事業会計未処分利益剰余金を別紙のとおり処分したいので、議決を求める。

令和 3 年 8 月 3 1 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

未処分利益剰余金を処分したいので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、この案を提出するものであります。

令和2年度久喜市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

(単位 円)

	利益剰余金		
	減債積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計
令和元年度末残高	120,145,382	0	120,145,382
令和2年度変動額	△ 120,145,382	254,497,867	134,352,485
減債積立金取崩額	△ 131,121,372	131,121,372	0
当年度利益剰余金処分額	10,975,990	△ 10,975,990	0
当年度純利益	0	134,352,485	134,352,485
令和2年度末残高	0	254,497,867	254,497,867
処分額	123,376,495	△ 254,497,867	△ 131,121,372
処分後残高	123,376,495	0	123,376,495

議案第74号

令和2年度久喜市下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和2年度久喜市下水道事業会計決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和3年8月31日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 7 5 号

令和 3 年度久喜市一般会計補正予算（第 6 号）について

令和3年度久喜市一般会計補正予算(第6号)を別冊のとおり提出する。

令和 3 年 8 月 3 1 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第76号

令和3年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

令和3年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和3年8月31日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 77 号

令和 3 年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

令和3年度久喜市介護保険特別会計補正予算(第1号)を別冊のとおり提出する。

令和 3 年 8 月 3 1 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 78 号

令和 3 年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

令和3年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を別冊のとおり提出する。

令和 3 年 8 月 3 1 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第79号

令和3年度久喜市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について

令和3年度久喜市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和3年8月31日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 80 号

令和 3 年度久喜市水道事業会計補正予算（第 1 号）について

令和3年度久喜市水道事業会計補正予算(第1号)を別冊のとおり提出する。

令和 3 年 8 月 3 1 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 8 1 号

令和 3 年度久喜市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

令和3年度久喜市下水道事業会計補正予算(第1号)を別冊のとおり提出する。

令和 3 年 8 月 3 1 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

## 議案第 8 2 号

### 久喜市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

久喜市個人番号の利用に関する条例(平成27年久喜市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第8号」を「第19条第9号」に改め、同条第3項中「法別表第2の第4欄」を「同表の第4欄」に改め、同項ただし書中「第19条第7号」を「第19条第8号」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年8月31日提出

久喜市長 梅 田 修 一

#### 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

## 議案第 8 3 号

### 久喜市個人情報保護条例の一部を改正する条例

久喜市個人情報保護条例(平成22年久喜市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第2項」に改める。

第24条第3項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年8月31日提出

久喜市長 梅 田 修 一

#### 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第84号

財産の取得について（G I G Aスクール端末用電源アダプター）

次のとおり財産を取得することについて、議決を求める。

- |   |        |   |
|---|--------|---|
| 1 | 財産の種類  | G I G Aスクール端末用電源アダプター                               |
| 2 | 数 量    | 10,500個   |
| 3 | 取得金額   | 21,021,000円   |
| 4 | 契約の相手方 | 埼玉県さいたま市岩槻区仲町1丁目13番16号<br>株式会社トネガワ<br>代表取締役 利根川 浩 一 |

令和3年8月31日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

G I G Aスクール端末用電源アダプターを取得したいので、久喜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出するものであります。

報告第12号

継続費精算報告について

令和2年度久喜市水道事業の継続費に係る吉羽浄水場配水ポンプ棟築造工事及び場内整備工事、吉羽浄水場自家発電機設備及び配水設備更新工事並びに森下浄水場受変電設備及び次亜注入設備更新工事が完了したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第18条の2第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和3年8月31日提出

久喜市長 梅 田 修 一

令和2年度久喜市水道事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画			実 績			比 較					
				年割額	左 の 財 源 内 訳		支払義務発生額	左 の 財 源 内 訳		年割額と支払義務発生額の差	左 の 財 源 内 訳				
					国庫補助金	企業債		損益勘定留保資金	国庫補助金		企業債	損益勘定留保資金	国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金
1 資本的支出	1 建設改良費	吉羽浄水場配水ポンプ棟築造工事及び場内整備工事	30	円 145,431,000	円 0	円 0	円 145,431,000	円 7,724,000	円 0	円 0	円 7,724,000	円 137,707,000	円 0	円 0	円 137,707,000
			元	10,601,000	0	0	10,601,000	147,070,000	0	0	147,070,000	△ 136,469,000	0	0	△ 136,469,000
			2	211,333,000	0	0	211,333,000	146,774,400	0	0	146,774,400	64,558,600	0	0	64,558,600
			計	367,365,000	0	0	367,365,000	301,568,400	0	0	301,568,400	65,796,600	0	0	65,796,600
		吉羽浄水場自家発電機設備及び配水設備更新工事	30	344,665,000	0	0	344,665,000	5,346,000	0	0	5,346,000	339,319,000	0	0	339,319,000
			元	215,401,000	0	0	215,401,000	554,720,000	0	0	554,720,000	△ 339,319,000	0	0	△ 339,319,000
			2	282,904,000	0	0	282,904,000	224,992,000	0	0	224,992,000	57,912,000	0	0	57,912,000
			計	842,970,000	0	0	842,970,000	785,058,000	0	0	785,058,000	57,912,000	0	0	57,912,000
		森下浄水場受変電設備及び次亜注入設備更新工事	元	209,550,000	0	0	209,550,000	10,692,000	0	0	10,692,000	198,858,000	0	0	198,858,000
			2	186,703,000	0	0	186,703,000	385,176,000	0	0	385,176,000	△ 198,473,000	0	0	△ 198,473,000
			計	396,253,000	0	0	396,253,000	395,868,000	0	0	395,868,000	385,000	0	0	385,000

報告第13号

継続費精算報告について

令和2年度久喜市下水道事業の継続費に係る北中継ポンプ場更新工事が完了したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第18条の2第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和3年8月31日提出

久喜市長 梅 田 修 一

令和2年度久喜市下水道事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				比 較			
				年割額	左 の 財 源 内 訳			支払義務発生額	左 の 財 源 内 訳			年割額と支払義務発生額の差	左 の 財 源 内 訳		
					国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金		国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金		国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金
1 資本的支出	1 建設改良費	北中継ポンプ場更新工事	元	円 44,825,000	円 20,000,000	円 22,500,000	円 2,325,000	円 44,825,000	円 20,000,000	円 22,500,000	円 2,325,000	円 0	円 0	円 0	円 0
			2	122,255,000	35,000,000	81,100,000	6,155,000	114,301,000	50,000,000	56,500,000	7,801,000	7,954,000	△ 15,000,000	24,600,000	△ 1,646,000
			計	167,080,000	55,000,000	103,600,000	8,480,000	159,126,000	70,000,000	79,000,000	10,126,000	7,954,000	△ 15,000,000	24,600,000	△ 1,646,000

報告第14号

令和2年度決算に係る財政健全化に関する比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和2年度における久喜市の健全化判断比率及び資金不足比率を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和3年8月31日提出

久喜市長 梅 田 修 一

## 財政健全化に関する比率

健全化判断比率 (単位：%)

実質赤字比率	—	( 11.75 )
連結実質赤字比率	—	( 16.75 )
実質公債費比率	5.7	( 25.0 )
将来負担比率	5.5	( 350.0 )

備考

- 1 実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないことから、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、「—」を記載しています。
- 2 早期健全化基準を、括弧内に記載しています。

資金不足比率 (単位：%)

農業集落排水事業特別会計	—	( 20.0 )
土地区画整理事業特別会計	—	( 20.0 )
水道事業会計	—	( 20.0 )
下水道事業会計	—	( 20.0 )

備考

- 1 いずれの特別会計においても資金不足額が生じていないことから、資金不足比率については、「—」を記載しています。
- 2 経営健全化基準を、括弧内に記載しています。



久監査第256号  
令和3年8月6日

久喜市長 梅田修一様

久喜市監査委員 菊地雅之  
久喜市監査委員 斉藤広子

財政健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された令和2年度決算に係る健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおりその意見を提出する。

別紙

令和2年度 財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

健全化判断比率	令和2年度	令和元年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	—	11.75
② 連結実質赤字比率	—	—	16.75
③ 実質公債費比率	5.7	6.1	25.0
④ 将来負担比率	5.5	1.2	350.0

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

令和2年度一般会計等の実質収支は黒字となっており、実質赤字比率は早期健全化基準の11.75%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

② 連結実質赤字比率について

令和2年度の連結実質収支は黒字となっており、連結実質赤字比率は早期健全化基準の16.75%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

③ 実質公債費比率について

令和2年度の実質公債費比率は5.7%となっており、前年度より0.4ポイントの減となった。

早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回り良好な状態にあると認められる。

④ 将来負担比率について

令和2年度の将来負担比率は5.5%となっており、前年度より4.3ポイントの増となった。

早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回り良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特になし。



久監査第257号

令和3年8月6日

久喜市長 梅田修一様

久喜市監査委員 菊地雅之

久喜市監査委員 斉藤広子

### 経営健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された令和2年度決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおりその意見を提出する。

## 別紙1

### 令和2年度 農業集落排水事業特別会計（法非適用企業） 経営健全化審査意見書

#### 1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

#### 2 審査の結果

##### (1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	令和2年度	令和元年度	経営健全化基準
①資金不足比率	—	—	20.0 (%)

##### (2) 個別意見

資金の不足は生じていないことから、資金不足比率は経営健全化基準の20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

##### (3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

## 別紙 2

### 令和 2 年度 土地区画整理事業特別会計（法非適用企業） 経営健全化審査意見書

#### 1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

#### 2 審査の結果

##### (1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	令和 2 年度	令和元年度	経営健全化基準
①資金不足比率	—	—	20.0 (%)

##### (2) 個別意見

資金の不足は生じていないことから、資金不足比率は経営健全化基準の 20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

##### (3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

## 別紙 3

### 令和 2 年度 水道事業会計経営健全化審査意見書

#### 1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

#### 2 審査の結果

##### (1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	令和 2 年度	令和元年度	経営健全化基準
①資金不足比率	—	—	20.0 (%)

##### (2) 個別意見

資金の不足は生じていないことから、資金不足比率は経営健全化基準の 20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

##### (3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

## 別紙 4

### 令和 2 年度 下水道事業会計経営健全化審査意見書

#### 1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

#### 2 審査の結果

##### (1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

##### 記

比率名	令和 2 年度	令和元年度	経営健全化基準
①資金不足比率	—	—	20.0 (%)

##### (2) 個別意見

資金の不足は生じていないことから、資金不足比率は経営健全化基準の 20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

##### (3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

報告第15号

専決処分の報告について((仮称)久喜市立学校給食センター新築(建築)工  
事の請負変更契約の締結)

(仮称)久喜市立学校給食センター新築(建築)工事の請負変更契約を締結するこ  
とについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、別紙  
のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和3年8月31日提出

久喜市長 梅 田 修 一

## 専 決 処 分 書

次のとおり工事請負変更契約を締結することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

- |               |   |
|---------------|---|
| 1 契 約 の 目 的   | (仮称)久喜市立学校給食センター新築(建築)工事  |
| 2 変 更 請 負 金 額 | 1,684,078,000円  |
| 3 今回変更による増額   | 2,178,000円  |
| 4 契 約 の 相 手 方 | 高橋・黒須特定建設工事共同企業体<br>(代表者)埼玉県久喜市南4丁目3番4号<br>株式会社高橋組<br>代表取締役 高 橋 崇 剛 |

令和3年7月16日

久喜市長 梅 田 修 一

報告第16号

専決処分の報告について((仮称)久喜市立学校給食センター新築(電気設備)工事の請負変更契約の締結)

(仮称)久喜市立学校給食センター新築(電気設備)工事の請負変更契約を締結することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和3年8月31日提出

久喜市長 梅 田 修 一

## 専 決 処 分 書

次のとおり工事請負変更契約を締結することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

- |               |   |
|---------------|---|
| 1 契 約 の 目 的   | (仮称)久喜市立学校給食センター新築(電気設備)工事  |
| 2 変 更 請 負 金 額 | 602,558,000円  |
| 3 今回変更による増額   | 858,000円  |
| 4 契 約 の 相 手 方 | 中村・内田特定建設工事共同企業体<br>(代表者)埼玉県幸手市南3丁目9番5号<br>中村電設工業株式会社 幸手支店<br>支店長 本 多 寛 子 |

令和3年7月16日

久喜市長 梅 田 修 一

報告第17号

専決処分の報告について((仮称)久喜市立学校給食センター新築(機械設備)工事の請負変更契約の締結)

(仮称)久喜市立学校給食センター新築(機械設備)工事の請負変更契約を締結することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和3年8月31日提出

久喜市長 梅 田 修 一

## 専 決 処 分 書

次のとおり工事請負変更契約を締結することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

- |               |  |
|---------------|--|
| 1 契 約 の 目 的   | (仮称)久喜市立学校給食センター新築(機械設備)工事   |
| 2 変 更 請 負 金 額 | 1,190,156,000円   |
| 3 今回変更による増額   | 2,156,000円   |
| 4 契 約 の 相 手 方 | サイエイ・旭特定建設工事共同企業体<br>(代表者)埼玉県さいたま市岩槻区西原台1丁目1番<br>10号<br>株式会社サイエイヤマト<br>代表取締役 町 田 豊 |

令和3年7月16日

久喜市長 梅 田 修 一